

交通政策審議会令の一部を改正する政令案要綱

第一 交通体系分科会の所掌事務に交通政策基本法の規定により交通政策審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加することとする。

(本則関係)

第二 この政令は、交通政策基本法の施行の日から施行することとする。

(附則関係)